

隊員家族情報の利用目的

(1) 隊員の安否に関する通知

任務中の隊員の安否（死亡、重体、重症（重傷）、軽症（軽傷）及び所在不明等）に関して隊員家族へ通知する際に使用します。

(2) 隊員家族への情報発信

平素から行う隊員家族に向けた部隊活動及び行事等を周知する際、また、派遣先における情勢等の変化（戦争、内乱、事件、事故及び災害等）による派遣部隊の状況及び部隊行動に関する事項を隊員家族へ連絡する際に使用します。

(3) 隊員家族の安否確認

災害等の発生に関わる部隊行動及び業務等により、隊員自身が自らの家族の安否を確認できない場合で、部隊等又は留守家族支援部隊が当該隊員に代わって安否確認を実施する際に使用します。

(4) 他自衛隊等への提供

家族通知、情報発信及び安否確認の実施に当たり、他自衛隊、自衛隊地方協力本部又は留守家族支援への協力に関する協定を締結している協力団体に支援を依頼する際に使用します。

なお、提供する隊員家族情報は、必要な範囲に限定し、適切な処置を講じた上で実施します。